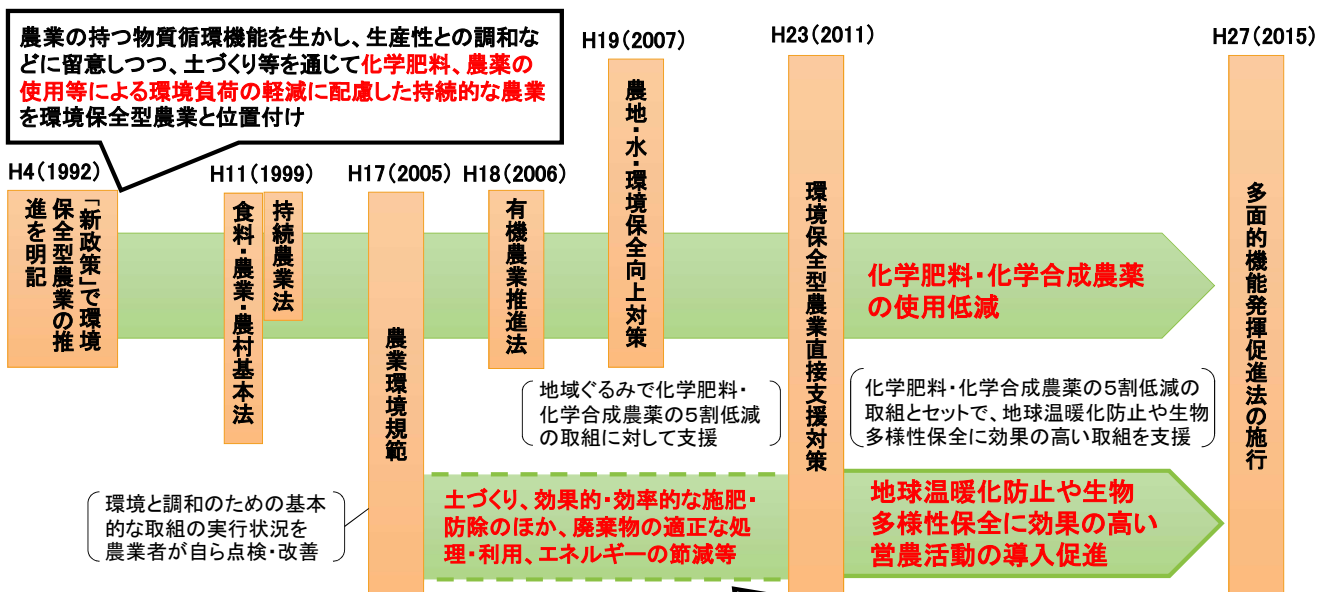


# 環境保全型農業をめぐる事情

平成27年1月  
農林水産省

## 1. 環境保全型農業について（これまでの制度の変遷）

- 平成4年に、「農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和に留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料・農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業」を環境保全型農業と位置付け、全国的に推進。
- 近年は、国際的な動きとして地球温暖化防止や生物多様性保全への対応が急務となる中で、化学肥料・農薬の低減だけでなく、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い取組も推進。



- 食料・農業・農村基本計画(H22.3)
  - ・ 持続可能な農業生産を支える取組の推進
    - 化学肥料・化学合成農薬の使用低減のみならず、農地での炭素貯留量の増加につながる土壌管理、水田生態系の質的向上につながる冬期湛水管理や地域に土着する天敵昆虫等の生物機能を活用した農法等、環境保全効果の高い営農活動の導入を促進する。

## 2. 自然循環機能の維持増進（食料・農業・農村基本法における位置付け）

- 食料・農業・農村基本法において、農業については、食料その他の農産物の供給の機能及び多面的機能の重要性にかんがみ、農業の自然循環機能が維持増進されることにより、その持続的な発展が図られなければならないとされている。
- また、国は、農業の自然循環機能の維持増進を図るため、農薬及び肥料の適正な使用の確保、家畜排せつ物等の有効利用による地力の増進その他必要な施策を講ずるものとされている。

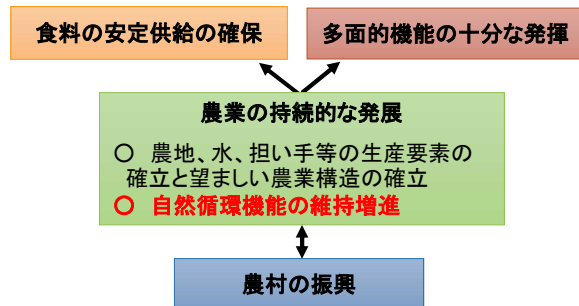
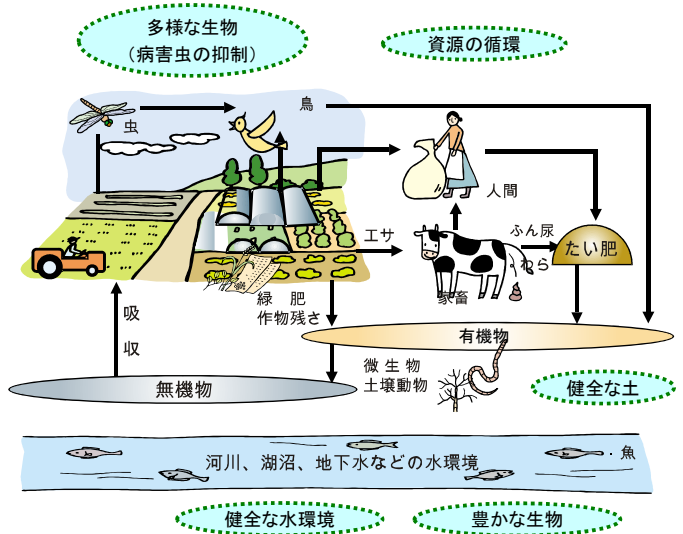
### ○ 食料・農業・農村基本法(平成11年法律第106号)(抜粋) ○ 農業の自然循環機能のイメージ

#### (農業の持続的な発展)

第4条 農業については、その有する食料その他の農産物の供給の機能及び多面的機能の重要性にかんがみ、必要な農地、農業用水その他の農業資源及び農業の担い手が確保され、地域の特性に応じてこれらが効率的に組み合わせられた望ましい農業構造が確立されるとともに、農業の自然循環機能(農業生産活動が自然界における生物を介する物質の循環に依存し、かつ、これを促進する機能をいう。以下同じ。)が維持増進されることにより、その持続的な発展が図られなければならない。

#### (自然循環機能の維持増進)

第32条 国は、農業の自然循環機能の維持増進を図るため、農薬及び肥料の適正な使用の確保、家畜排せつ物等の有効利用による地力の増進その他必要な施策を講ずるものとする。

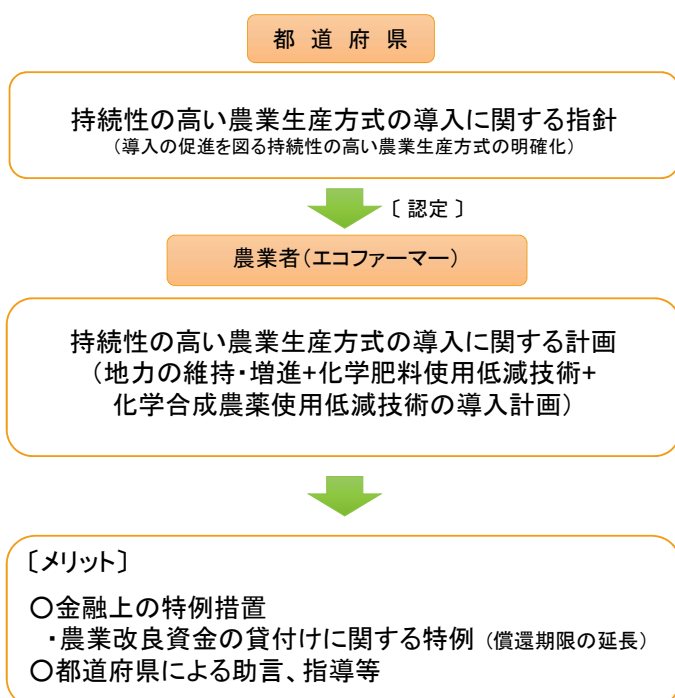


2

## 3. 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律

- 平成11年(1999年)に、「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」を制定し、たい肥等による地力の維持・増進と化学肥料・化学合成農薬の使用低減に一体的に取り組む農業者(エコファーマー)を支援。

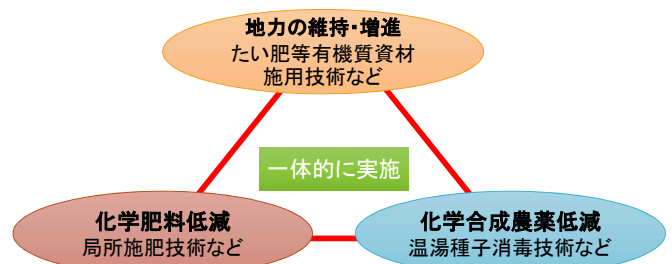
### ○ 持続農業法に基づく認定



### ○ 持続性の高い農業生産方式のイメージ(水稻の例)

慣行的な生産方式	持続性の高い農業生産方式
○ 稲わらのすき込み	○ 地力の維持・増進: 土壌診断に基づくたい肥の適切な施用
○ 化学肥料の施用 化学肥料施用量 7.5 kgN/10a	○ 化学肥料低減技術: 基肥に肥効調節型肥料を施用 化学肥料施用量 3.6kgN/10a
○ 化学合成農薬による防除 化学合成農薬使用数 15回	○ 化学合成農薬低減技術: 温湯種子消毒や除草用動物(アイガモ)等の活用による農薬散布回数等の低減 化学合成農薬使用数 4回

### ○ 持続農業法における「持続性の高い農業生産方式」



3

## 4. 農業環境規範の普及・定着

○ 環境と調和のとれた農業生産活動の確保を図るため、農業者が最低限取り組むべき規範(農業環境規範)を平成17年3月に策定し、各種支援策を実施する際の要件とするなど、その普及・定着を推進。

### ○ 農業環境規範の概要

我が国農業全体について環境保全を重視したものに転換

環境との調和のための基本的な取組をすべての農業者が着実に実践

#### 環境と調和のとれた農業生産活動規範

次の基本的な取組について農業者自らが生産活動を点検し、改善に努めるためのものとして策定

##### 【作物の生産】

- 土づくりの励行
- 適切で効果的・効率的な施肥
- 効果的・効率的で適正な防除
- 廃棄物の適正な処理・利用
- エネルギーの節減
- 新たな知見・情報の収集
- 生産情報の保存

##### 【家畜の飼養・生産】

- 家畜排せつ物法の遵守
- 悪臭・害虫の発生防止・低減の励行
- 家畜排せつ物の利活用の推進
- 環境関連法令への適切な対応
- エネルギーの節減
- 新たな知見・情報の収集

### ○ 補助事業等への関連づけについて

○ 平成17年度より可能なものから要件化等の関連づけを実施。

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
6事業	11事業	29事業	51事業	54事業	46事業	43事業	38事業	38事業	40事業

### ○ 農業環境規範の7つのポイント(作物の生産編)

#### 1. 土づくりの励行

たい肥の施用や稲わらのすき込みなど有機物の供給に努める。

#### 2. 適切で効果的・効率的な施肥

都道府県の施肥基準や土壌診断結果等に則し、効果的・効率的な施肥を行う。

#### 3. 効果的・効率的で適正な防除

発生予察情報等を活用し、必要に応じ農薬や他の手段も組合せ、効果的・効率的な防除を実施する。

#### 4. 廃棄物の適正な処理・利用

廃棄物の処理は、関係法令に基づいて適正に行う。また作物残さ等の有機物についても利用や適正な処理に努める。

#### 5. エネルギーの節減

機械・施設の適正な温度管理、点検整備や補修などに努める。

#### 6. 新たな知見・情報の収集

作物の生産に伴う環境への影響などに関する新たな知見と適切な対処に必要な情報収集に努める。

#### 7. 生産情報の保存

点検・確認ができるよう、肥料・農薬の使用状況等の記録を保存する。

## 5. 環境保全型農業直接支払

○ 平成23年度から、農業者等が実施する化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組とセットで、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む場合に支援を実施。

○ 地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動として、全国共通の取組のほか、地域の環境や農業の実態等を勘案した上で、地域を設定して支援の対象とする地域特認取組を都道府県の申請に基づき設定し、支援を実施。

#### 支援の対象

農業者の組織する団体、一定の条件を満たす農業者等

#### 対象となる営農活動

化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動

#### 地球温暖化防止に効果の高い営農活動への支援

##### 支援対象となる取組の例

##### 緑肥の作付け



##### 堆肥の施用



5割低減の取組の前後のいずれかに緑肥の作付けや堆肥を施用する取組

土壌中に炭素を貯留し  
地球温暖化防止に貢献

#### 生物多様性保全に効果の高い営農活動への支援

##### 支援対象となる取組の例

##### 有機農業



〔化学肥料・化学合成農薬を使用しない取組〕

様々な生物を地域で育み  
生物多様性保全に貢献

#### 主な交付単価

国と地方公共団体が1:1の負担割合で共同して支援。  
(国の支援額4,000円/10a以内で設定)

#### 【全国共通取組】

全国共通取組	
対象取組	交付単価
緑肥の作付け	8,000円/10a
堆肥の施用	4,400円/10a
有機農業 (うちそば等雑穀・飼料作物)	8,000円/10a (3,000円/10a)

#### 【地域特認取組】

8,000円/10a以内

〔対象取組や支援単価は、都道府県により異なる〕

・同一のほ場において2つの取組を一定の条件のもとで実施する場合は各取組に対して支援

※ 上記の全国共通取組のほか、地域の環境や農業の実態を勘案した上で都道府県が申請を行い、地域を限定して支援の対象とする地域特認取組を設定

## 6. 環境保全型農業直接支払の取組状況

- 平成25年度の環境保全型農業直接支払交付金の実施面積は5万1千ヘクタールであり、平成24年度に比べて1万ヘクタール増加。
- 従前の対策と比べると取組面積はまだ少ないが、対策に参加する市町村数は、従前の対策時の平成22年度の470市町村から、平成25年度には918市町村に増加。

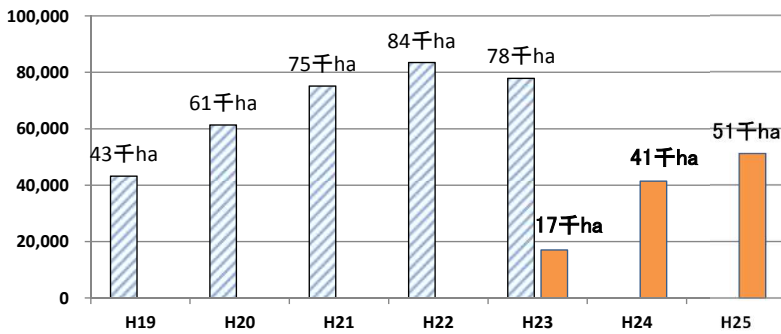
○環境保全型農業直接支払交付金の交付件数、実施面積、市町村数

	交付件数	実施面積(ha)	市町村数
H23年度	6,622	17,009	773
H24年度	12,985	41,439	885
H25年度	15,241	51,114	918

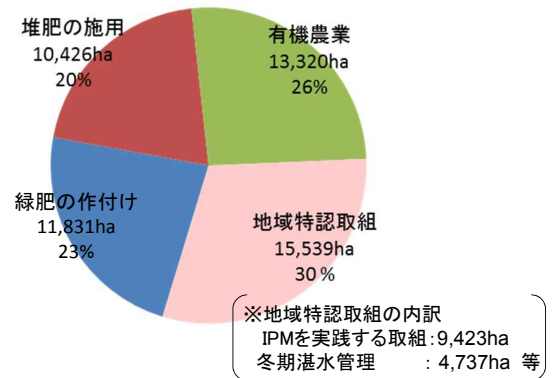
○H22～25年度の対策に参加する市町村数の推移



(参考)農地・水・環境保全向上対策の営農活動支援交付金及び環境保全型農業直接支払交付金の取組実績の推移



○H25年度の取組別面積割合



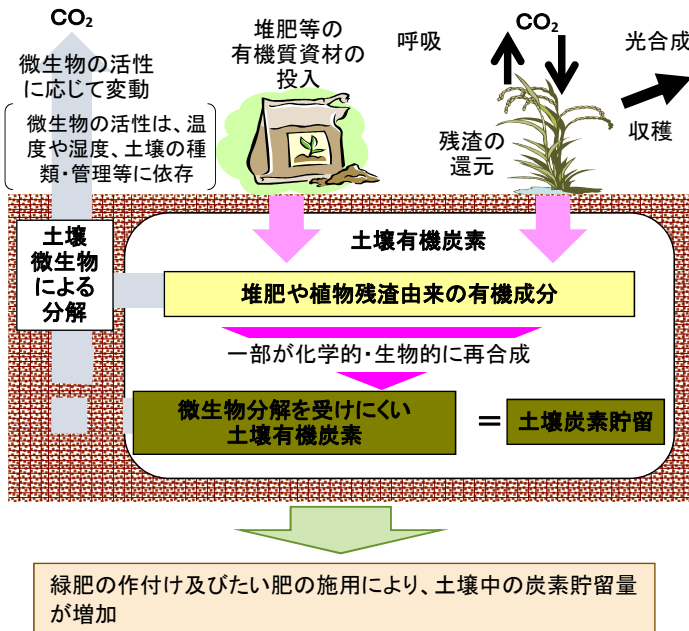
- H19-H23農地・水・環境保全向上対策のうち営農活動支援交付金 (H23経過措置(先進的営農活動支援交付金))
- H23～環境保全型農業直接支援対策のうち環境保全型農業直接支払交付金

## 7. 地球温暖化及び生物多様性への効果

- 堆肥等の有機物を土壌中に投入すると、一部は微生物により分解され大気中に放出されるものの、残りは分解されにくい土壌有機炭素の状態である。温室効果ガスである二酸化炭素の基となる炭素を土壌中に貯留することにより、地球温暖化防止に貢献。
- 化学肥料及び化学合成農薬の低減等の環境負荷を低減する取組や冬期湛水管理等の取組により、多様な生き物が育まれ、生物多様性保全に貢献。

### 地球温暖化防止に効果の高い取組による効果

○ 農地・草地土壌の炭素収支モデル



### 生物多様性保全に効果の高い取組による効果

○ 兵庫県(豊岡市)の取組事例における効果

- ・コウノトリとの共生に取り組む兵庫県豊岡市では農薬の削減と冬期湛水等の水管理を組み合わせた「コウノトリ育む農法」を実践。
- ・平成17年度の豊岡市のモニタリング報告書では、水生生物、イトミミズ、ユスリカなどが無農薬区で最も多く、次いで、減農薬区が多く、慣行栽培区は最も少ないという結果が報告されている。

